

## 君津市介護保険事業者における事故報告ガイドライン

君津市の被保険者に対して、介護サービスの提供中に事故が発生した場合は、保険者である君津市に速やかに報告する必要があります。他市が保険者の場合は当該保険者へお問い合わせください。

(他市被保険者については、君津市への報告は不要です。)

### 1. 事故報告の範囲

項目	対象事例
<p>(1) サービスの提供による、利用者のケガ又は死亡事故の発生</p> <p>※「サービスの提供による」とは、送迎・通院等の事故も含みます。</p> <p>また、在宅の通所、入所サービスの場合は、利用者が事業所内にいる間は、「サービスの提供中」に含まれるものとします。</p>	<p>ア ケガの程度については、「外部の医療機関で受診を要したもの」が原則です。</p> <p>ただし、家族等に連絡しておいた方がよいと判断される場合は、報告をお願いします。</p> <p>イ 事業所側の過失の有無は問いませないので、利用者の過失によるケガであっても、報告をお願いします。</p> <p>ウ 利用者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性のある時は、報告をお願いします。</p>
<p>(2) 食中毒及び感染症・結核の発生</p>	<p>以下の何れかに該当する場合は、報告をお願いします。</p> <p>ア 同一の感染症や食中毒による、またはそれらが疑われる死亡者や重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合</p> <p>イ 同一の感染症や食中毒の患者、またはそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合</p> <p>ウ 上記以外の場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合</p>

(3) 職員の法令違反・不祥事等の発生	利用者の処遇に影響のあるもの (例：預り金の横領、送迎時の交通事故など) を対象とします。
(4) その他、報告が必要と認められる重大な事故の発生	例：利用者等の保有する財産を滅失させたなど

## 2. 報告方法

(1) 事故発生から遅くとも5日以内に、原則、君津市報告用フォームにて報告してください。

- ・君津市報告用フォーム（事故）

URL <https://logoform.jp/form/Tpmw/289852>

事故報告



感染症報告



- ・君津市報告用フォーム（感染症）

URL <https://logoform.jp/form/Tpmw/1460634>

特段の事情によりフォームによる報告が困難な場合は、別紙様式「事故報告書」又は「感染者発生連絡票」に入力し、PDF形式に変換の上、電子メールにて福祉部介護保険課まで報告してください。その際、電子メールの件名を「事故報告書 ○○事業所」としてください。

報告内容について、電話にて問合せを行う場合があります。メール本文に担当者名及び連絡先の記載をお願いします。

なお事故報告時、次の項目については可能な限り記載してください。

- ・事故状況
- ・事業所の概要
- ・対象者
- ・事故の概要
- ・事故発生時の対応
- ・事故発生後の状況

(2) 第1報報告後、状況の変化等が生じた場合は必要に応じて、追加の報告を行ってください。なお、事故の原因分析や再発防止策等については、作成次第報告してください。